

第2章「食品安全推進計画の考え方」の概要(案)

食品安全推進計画の基本理念

本計画は食品安全条例に基づき策定されるものであることから、条例第3条に掲げられた事項を踏まえ、次のとおり計画の基本理念とする

事業者責任による安全確保

未然防止の観点から科学的知見に基づく安全確保

都・都民・事業者の相互理解と協力に基づく安全確保

【施策の体系化、総合的な推進】

施策を総合的に推進するための都における施策の体系と方向を都民に示す

(具体的な内容は第3章)

【戦略的プラン】

食品の安全確保を目指す施策には、中期的な展望の下にねばり強く一貫して取り組むべき施策もあると同時に、重点的・優先的に取り組むべき施策もある。

重点的・優先的に取り組むべき施策を「戦略プラン」として、その考え方や具体的な取組を都民に明示

都民・事業者の食品の安全確保に向けた取組

(具体的な内容は第4章)

単なる「実施計画」ではなく、「中期計画」として向こう5年で取り組むべき課題の提示と施策の方向(中期的展望)を示す